

肺がん地域連携クリニカルパスマニュアル

2011/8/16 作成

2022/5/ 1 改訂

連携医療機関の先生方へ

- ①肺がん地域連携クリニカルパス（以下、「地域連携パス」という。）の運用期間は、肺切後 5 年とします。
- ②退院後 2 週間以内に広島市立北部医療センター安佐市民病院（以下、「当院」という。）呼吸器外科外来を受診し、病理病期により地域連携パス適応が決まります。
- ③退院 1 ヶ月後より連携医療機関を受診します。退院 1 ヶ月後の連携医療機関受診時は、診療情報提供書、CD、退院時サマリー、病理検査結果、地域連携パス、地域連携パスマニュアルを患者さまが持参します。
また、患者さまは、「私のファイル（患者さま用ファイル）」に、「わたしの手帳」、肺がん術後の患者様へ、専用 F A X 用紙数枚、地域連携パスを入れたものを受診時持参されます。
- ④連携医療機関受診は、退院後 6 ヶ月までは 1 ヶ月に 1 回、6 ヶ月後からは 6 ヶ月に 1 回受診します。
- ⑤連携医療機関を受診された時は、先生方の判断で必要時検査をお願いします。腫瘍マーカーについては、地域連携パスの下の項目にチェックを入れています。検査結果はコピーし、当院へ専用 F A X 用紙とともに F A X をお願いします。胸部 X－P に異常がある場合は、持参をお願いします。異常所見があり胸部 X－P が持参できないときは、当院受診時に再度胸部 X－P を撮影します。
検査結果は、「私のファイル」にも入れてください。
- ⑥当院に情報提供書を F A X した時は、がん治療連携指導料（連携医療機関）を月 1 回に限り 300 点算定することが出来ます。
- ⑥当院を受診された結果は、診療情報提供書および検査データを F A X いたします。
また、「私のファイル」に検査結果を入れます。当院で撮影した C T は、CD に貼り付けて連携医療機関受診時に持参します。
- ⑦地域連携パスのバリエーション以外に、以下のバリエーション（逸脱）が発生した場合はパスを終了とし、別紙専用 F A X 用紙を使用し情報提供をお願いします。
 - （ア）肺がんの再発や死亡
 - （イ）他病による病状悪化や死亡
 - （ウ）患者の事情による基幹病院受診、もしくは連携医療機関の定期受診困難時

〒731-0293 広島市安佐北区亀山南 1-2-1

広島市立北部医療センター安佐市民病院 医療連携室

T E L 082-815-5211 (代表)

F A X 082-815-5691